主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」(昭和二五年五月四日法律一三八号)一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない(記録四四四丁には、控訴代理人(上告代理人)名義の「控訴理由書」と題する書面が編綴されて居り、これに所論の如き各主張が記載されているが、三回に亘る原審口頭弁論期日に、毎回控訴代理人は出頭しながら、右書面に基き陳述した形跡はない。(記録四七七、四八五、五〇七丁)されば、論旨はその前提に於て既に失当といわねばならない)。よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	小	林	俊	Ξ
裁判官	本	村	善太	郎
裁判官	垂	水	克	己